

平成 27 年度個人情報保護委員会年次報告 概要

(平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月)

第 1 章 委員会の組織等及び所掌事務

- ◆ 合議制の独立機関。委員長及び委員 8 名で構成。
(特定個人情報保護委員会を改組して、平成 28 年 1 月 1 日に設置。)
- ◆ 委員会事務局の定員 : 52 名 (平成 27 年度末)
- ◆ 所掌事務 (平成 27 年度時点)
 - I マイナンバー制度に関する事務 (監視・監督、特定個人情報保護評価)
 - II 個人情報保護法に関する事務 (個人情報保護法を所管)
 - III 上記 I、II に共通する事務 (広報・啓発、国際協力等)

第 2 章 委員会の所掌事務の処理状況

30 回の委員会会議を開催 (特定個人情報保護委員会としての開催含む)。

I マイナンバー制度に関する事務

第 1 節 監視・監督、苦情の申出に係るあっせん等

- ◆ マイナンバーガイドライン (行政機関等・地方公共団体等編) を改正。
個人番号利用事務で使用するシステムについて、インターネットから独立する等のセキュリティ対策に係る内容を明記。
- ◆ 法令及びマイナンバーガイドラインの遵守状況について適切に監視・監督を行うための「平成 27 年度監視・監督方針」を策定。
- ◆ 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の、委員会への法定の報告について定める委員会規則等を整備。

- ◆ マイナンバーのセキュリティに関する監視・監督について、関係機関と連携し、委員会の体制を整備するとともに、関係省庁との連携・協力を図るための協議会を設置。
- ◆ 監視・監督に係る主な処理状況
 - ・ 特定個人情報の漏えい事案等に関する報告：63 機関・83 件
 - ※ 地方公共団体の窓口におけるマイナンバー通知カードの交付（平成27年10月から）に際しての誤交付等が多く見受けられたため、地方公共団体に対して注意喚起を実施。
 - ・ マイナンバーに係る苦情あつせん相談窓口の受付状況：993 件
 - ※ 993 件のうちマイナンバーの取扱いに関する苦情は52 件（その他は相談等）。苦情については、事業者に報告を求め、必要に応じて当事者に説明・事業者に指導・助言を実施。

第2節 特定個人情報保護評価（※1）

- ※1 特定個人情報ファイルを保有しようとする機関が、当該特定個人情報ファイルの取扱いに伴うリスク対策についてあらかじめ対外的に明らかにするもので、国の行政機関は委員会の承認が、地方公共団体は住民等の意見聴取及び第三者点検が、それぞれ必要。
- ◆ 6つの行政機関等から提出された特定個人情報保護評価書を承認（※2）。
 - ※2 特定個人情報ファイルの概要やリスク対策等を記載し、国民の意見聴取と委員会の承認が必要とされたもの。
- ◆ 地方公共団体を含む2,315 機関が、委員会が運用する「マイナンバー保護評価Web」において28,626 事務に関する特定個人情報保護評価書を公表。

第3節 その他

- ◆ 地方公共団体がマイナンバーを利用する事務として条例で定める事務について、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供を認める委員会規則を定めるとともに、具体的な事務類型を公表。

Ⅱ 個人情報保護法に関する事務

- ◆ 個人情報保護法改正の全面施行に向けて、中小企業団体を含む経済団体、民間企業、学識経験者等からのヒアリングを行う等、政令案等の検討準備を開始。
- ◆ 質問ダイヤルにおいて1,525件の個人情報保護法に関する問合せを受付。

Ⅲ マイナンバー制度及び個人情報保護法に共通する事務

第1節 広報・啓発

- ◆ マイナンバー制度について、経済団体等が開催する説明会等（317回、約5.1万名参加）に講師を派遣。
- ◆ 特に中小企業向けの対応として、中小企業団体のほか、税理士、社会保険労務士、地域金融機関等を対象とする説明会等に積極的に対応。ホームページに「中小企業サポートページ」を開設し分かりやすい資料を掲載。
- ◆ 個人情報保護法について、説明会における説明やシンポジウムを開催。

第2節 国際協力

- ◆ 米国、英国、カナダ、アイルランド、ドイツ連邦共和国及びベルギー王国のデータ保護機関を訪問。データ保護プライバシーコミッショナー国際会議等に出席し、国際的な動向の把握に努めるとともに、個人情報保護法の改正等に関する情報を発信。

第3節 人材育成

- ◆ 多様な人材の活用と育成のため、専門家の招へいや専門機関等が実施する研修への積極的な参加等、様々な機会を通じて研修を実施。情報セキュリティ分野、広報・相談業務、新入職員研修に特に注力。